株 主 各 位

東京都中央区銀座八丁目9番13号 株式会社 エス・サイエンス 代表取締役会長 品 田 守 敏

第97回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第97回定時株主総会におきまして、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬具

記

報告事項 第97期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 事業報告及び計算書類報告の件 本件は、上記の内容をそれぞれ報告いたしました。

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

変更の概要は、 $3 \cdot 4$ ページに記載のとおりであります。

第2号議案 資本金の額の減少の件

本件は、原案どおり承認可決され、資本金の額5,000,000,000 円 を3,500,000,000 円 減 少 さ せ、1,500,000,000円とし、その減少額すべてをその他資本剰余金に振り替えるものであります。

なお、資本金の額の減少が効力を生ずる日は、平成28年 8月1日の予定であります。

第3号議案 剰余金処分の件

本件は、原案どおり承認可決されました。その内容は、次のとおりであります。

- 1. 減少する剰余金の項目とその額 その他資本剰余金 3,856,912,434円
- 増加する剰余金の項目とその額 繰越利益剰余金
 3,856,912,434円

第4号議案 取締役5名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、品田守敏、甲佐邦彦、田中祥司、有川誠二の4氏が再任され、松田敏幸氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

第5号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、宮崎友次氏が新たに選任され、就任いたしました。

以上

定款変更の概要

(下線は変更部分を示します。)

| | (下線は変更部分を示します。) |
|--|---|
| 変 更 前 | 変更後 |
| 第1条 <条文省略> | 第1条 <現行通り> |
| 第2条(目的) | 第2条(目的) |
| 1. ~12. <条文省略> | 1.~12. <現行通り> |
| 13. オートバイ、自動車(特殊車輌を含む)、 鉱産物、農産物、水産物、畜産物、動物および植物、冷凍食品および加工食品の売買、保 管ならびにその仲介および輸出入業務ならび にこれらに関するコンサルタント業務 | 13. オートバイ、自動車(特殊車輌を含む)、 重機、鉱産物、農産物、水産物、畜産物、動物および植物、冷凍食品および加工食品の売買、保管ならびにその仲介および輸出入業務ならびにこれらに関するコンサルタント業務 |
| 14. ~58. <条文省略> | 14.~58. <現行通り> |
| 第3条~第26条 <条文省略> | 第3条~第26条 <現行通り> |
| <新 設> | 第27条 (会計監査人の選任) 会計監査人は、株主総会の決議によって選任 する。 2. 前項の選任に関する議案内容の決定は、監査 役会がこれを行う。 3. 取締役会は、前項2. の当該決定に基づき、当 該議案を株主総会に提出する。 |
| <新 設> | 第28条 (会計監査人の任期) 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時までとする。 |
| <新 設> | 第29条(会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役 会の同意を得た上で、取締役会に諮り決定す る。 |
| 第 <u>27</u> 条~第 <u>28</u> 条 <条文省略> | 第 <u>30</u> 条~第 <u>31</u> 条 <現行通り> |
| 第29条 (剰余金の配当) 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名 簿に記載または記録された株主または登録株 式質権者に支払う。 剰余金の配当には利息をつけない。 | 第 <u>32</u> 条 (剰余金の配当) 剰余金の配当は、 <u>毎年9月30日および</u> 毎年3月 31日の最終の株主名簿に記載または記録され た株主または登録株式質権者に支払う。剰余 金の配当には利息をつけない。 |
| <新 設> | 第33条(剰余金の配当等の決定機関) 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1 項各号に定める事項については、法令に別段 の定めある場合を除き、株主総会の決議によ らず取締役会の決議により定めることができ る。 |

| 変 更 前 | 変 更 後 |
|---|---|
| <新 設> | 第34条 (剰余金の配当の基準日) 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日と する。 2.当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日と する。 |
| 第 <u>30</u> 条 <条文省略> | 第 <u>35</u> 条 <現行通り> |
| 第31条(剰余金の配当等の除斥期間) 剰余金の配当またはその他の諸交付金がその 支払確定の日より満3年経過したときは、当会 社はその支払いの義務を免れるものとする。 | 第36条(剰余金の配当等の除斥期間) 期末配当金または中間配当金がその支払確定 の日より満3年経過したときは、当会社はその 支払いの義務を免れるものとする。 |

以上